







管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	指責の分類	指責の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	指責の分類	指責の内容	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	指責の種別	指責の所属	制度の所管団体府庁		
0 4 2 1 0 0	指定管理者制度の契約化	地方自治法第244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」とい.)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例は、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行ふものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年経費した後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、当該公の施設に設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者がその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」とい.)を、当該指定管理者の収入として受取ることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金として当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	地方自治法第二百四十四條の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべし。 「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「受託管理者」とい.)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。このほか、契約化に伴い前項の改正を行うべきである。 こうした法から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。	C	公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体が指定管理者として指定されるべきものである。 指定に当たっては、公正かつ透明な申請者が確保される手続きによることが求められており、公募等による複数の申請者に事業計画書を提出させ決定することが望ましいこととされていること。 議会の議決が必要とされるのは、公の施設の設置は、公の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が規定されていることである。また、公の施設の維持に指定管理者の指定と他の業務の民間委託については、それぞれ異なる目的・目的が必ずしも同じではないため、それぞれの制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「公の施設は、公の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものである。法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止は、指定管理者の選定の公正性・透明性が必要とされる点であり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。													
0 4 2 1 0 0	指定管理者制度の契約化	地方自治法第244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」とい.)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例は、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行ふものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年経費した後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、当該公の施設に設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者がその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」とい.)を、当該指定管理者の収入として受取ることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金として当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	地方自治法第二百四十四條の二(公の施設の設置、管理及び廃止)を次のとおり改正すべし。 「3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「受託管理者」とい.)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。このほか、契約化に伴い前項の改正を行うべきである。 こうした法から、指定管理者制度を契約化することを検討すべきである。	C	公の施設の指定管理者は、最も効果的・効率的な業務を行う団体が指定管理者として指定されるべきものである。 指定に当たっては、公正かつ透明な申請者が確保される手続きによることが求められており、公募等による複数の申請者に事業計画書を提出させ決定することが望ましいこととされていること。 議会の議決が必要とされるのは、公の施設の設置は、公の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものであり、法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止が規定されていることである。また、公の施設の維持に指定管理者の指定と他の業務の民間委託については、それぞれ異なる目的・目的が必ずしも同じではないため、それぞれの制度に基づいて指定管理者や民間事業者を選定することが望ましい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	「公の施設は、公の利益のため多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的として設置されるものである。法律上の住民の平等利用の確保や差別的取扱いの禁止は、指定管理者の選定の公正性・透明性が必要とされる点であり、それゆえ契約化し一般競争入札原則を及ぼすべきである。													
0 4 2 1 0 0	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第153条第1項	第百五十三條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。	地方自治法第153条第1項において、長が条例により指定するに代り、民間事業者への委任又は臨時に代理させることができる。	D	自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の機能が法令により定められたものであるときは法令による権限分掌を要しないため、法令の趣意が異なる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟な権限を授けることは困難である。 地方自治法第153条第1項において長が職員に権限を委任できる旨を定めているが、さらに民間事業者に対しても委任ができるようにして、併せて指定を受けた者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 新しい公共を創出するためには、その担い手について一定の規程を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その規模と範囲を明確に定める必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答には充分理解できるが、他方、本議案の問題意識は、次の通りであり、個別法の地位が民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要とされるが、これは自治体が迅速柔軟に権限を委任できることと見做す。そこで、自治体が条例により規定の委任を行えるよう法で自治体に権限し、仮に権限の委任には職制上の制約行為の発生が伴うとしても、自治体の責任を明確に定める。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	C	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかについては、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考えられる。											
0 4 2 1 0 0	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第180条の2	第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員又は委員に臨時に代理させることができる。	地方自治法第180条の2と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。	D	自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で行ういわゆる補助執行を行うことが適切な場合も多い。 このほか、法令には民間事業者に委託しし補助執行をすることができる(あるいは委託できる)ことを明示しているが、地方自治法第180条の2と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 また、従来の規程設計は改正しなくても実施されていたものであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務については民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講ずることを主眼とするものである。新しい公共を創出するためには、その担い手について一定の規程を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その規模と範囲を明確に定める必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答の通り、条例で地方法等と同様の守検義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26-2条所定の罰則付監督規定についても同様の条制が設けられ、罰則が、みなし公務員規定については条例による代替措置に留められる。 みなし公務員規定の趣意は、法的には任期制の趣意に準ずる。民間事業者には基本的には職制上の制約行為の発生が伴うとしても、自治体の責任を明確に定める。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	C	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかについては、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考えられる。											
0 4 2 1 0 0	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第153条第1項	第百五十三條 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。	地方自治法第153条第1項において、長が条例により指定するに代り、民間事業者への委任又は臨時に代理させることができる。	D	自治体の業務を民間に包括的に委託しようとする場合、当該業務の機能が法令により定められたものであるときは法令による権限分掌を要しないため、法令の趣意が異なる。このため、自治体が民間事業者に対して柔軟な権限を授けることは困難である。 地方自治法第153条第1項において長が職員に権限を委任できる旨を定めているが、さらに民間事業者に対しても委任ができるようにして、併せて指定を受けた者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 新しい公共を創出するためには、その担い手について一定の規程を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その規模と範囲を明確に定める必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答には充分理解できるが、他方、本議案の問題意識は、次の通りであり、個別法の地位が民間への権限委任規定を持たない。このため、民間への権限委任には法改正が必要とされるが、これは自治体が迅速柔軟に権限を委任できることと見做す。そこで、自治体が条例により規定の委任を行えるよう法で自治体に権限し、仮に権限の委任には職制上の制約行為の発生が伴うとしても、自治体の責任を明確に定める。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	C	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかについては、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考えられる。											
0 4 2 1 0 0	民間事業者への委任又は補助執行規定の創設	地方自治法第180条の2	第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員又は委員に臨時に代理させることができる。	地方自治法第180条の2と同様に、民間事業者による補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。	D	自治体の業務には、業務権限それ自体の移動を伴わず、民間事業者が業務を内部的に補助し、対外的には長の名で行ういわゆる補助執行を行うことが適切な場合も多い。 このほか、法令には民間事業者に委託しし補助執行をすることができる(あるいは委託できる)ことを明示しているが、地方自治法第180条の2と同様に民間事業者への補助執行規定を定め、併せて当該民間事業者に対しみだし公務員規定や秘密保持義務規定及び監督規定を定めるべきである。 また、従来の規程設計は改正しなくても実施されていたものであり、法改正の必要性がないという反論も想定されるが、自治体の業務については民間委託が可能であることを明確化し、さらにみなし公務員規定等の措置を講ずることを主眼とするものである。新しい公共を創出するためには、その担い手について一定の規程を行ったうえで、彼らがどのような業務に従事できるのか、その規模と範囲を明確に定める必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答された。	貴省ご回答の通り、条例で地方法等と同様の守検義務規定を設けることは可能。また、公共サービス改革法第26-2条所定の罰則付監督規定についても同様の条制が設けられ、罰則が、みなし公務員規定については条例による代替措置に留められる。 みなし公務員規定の趣意は、法的には任期制の趣意に準ずる。民間事業者には基本的には職制上の制約行為の発生が伴うとしても、自治体の責任を明確に定める。また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	C	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を契約により民間事業者に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかについては、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考えられる。											
0 4 2 1 0 0	目的外使用許可を指定管理者に付与する区	地方自治法第244条の2	第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」とい.)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 4 前項の条例は、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行ふものとする。 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 7 指定管理者は、毎年経費した後、その管理する公の施設の管理の業務に関する事業報告書を作成し、当該公の施設に設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者がその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」とい.)を、当該指定管理者の収入として受取ることができる。 9 前項の場合における利用料金は、公益に必要があると認められる場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金として当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 10 普通地方公共団体の長又は委員は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと思われるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	本議案の趣旨は、全て目的外使用許可を代行させるのではなく、短期で一時的なものを、その範囲と基準を明確に条例に規定し上代りさせることを予定している。 第10次経済審議の賛賞の面では「公の施設については、その利用の様態によって本来の設置目的があるはずであり、各団体が地域の活性化に向けてその施設を効果的に活用し、本町の活性化に貢献していることと見做す。このほか、この目的外使用許可を付与するにあたっては、その利用に使用目的を達成するため必要があると認めるとき、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成ため	C	指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者が当該公の施設の設置目的を効果的に達成ため															

Table with 14 columns: 管理コード, 要望事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容-提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案番号/計画, 提案主体名, 制度の所管/関係府庁. Rows include projects like 'アクティブライフ制' and 'まちづくりを目的とした地域基金の発売'.















管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)
040700	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	公職選挙法第99条第2項	日本国民たる年齢20年以上の者引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人に対して、市議選及び市長議員選挙の選挙権を付与する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	提案理由：永住外国人に地方選挙権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うこととなり、地方行政の活性化を推進するものと考え、また、地方のことは地域住民が自らに決定することである。地方分権を推進し、人々が支えたい施策をまっすぐに進めるとともに、同じ地域で暮らす外国人に対する必要不可欠である。自治・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方自治体の施策を行うことが求められる。	C	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
040500	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	公職選挙法第99条第1項	日本国民たる年齢20年以上の者引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	満18歳以上の市民に対し、市長選挙及び市長議員選挙の選挙権を付与する。若年世代に対して政治参加の戸を開き、若年世代の意見が反映する。	提案理由：18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直す必要がある。国においては本年4月14日成立した日本国憲法改正手続きに関する法律(国民投票法)には投票権の対象を18歳以上とするなど、国においては選挙権18歳以上とする公論の意見を検討する付随決議もなされている。また、本邦では、地方自治を健全にするため、自主・自立・自衛の原則を重んじるとともに、19年後、100年後の未来の三次市民に地域を引継ぐために、選挙権である若者や教育分野の方を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を18歳で引き下げることで、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の戸を開き、選挙権を若年世代に広げることで、若年世代の意見が反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	C	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0	無線設備を利用した電気通信事業者における電気通信主任技術者の選任免除	電気通信事業法第43条、同法第39条及び同法第39条の2	電気通信事業者は、法令で定める場合(事業用電気通信設備の設置の範囲が1の市町村を超えず、利用者の数が3万未満であって、一定の経験を有する者を配置)を除き、電気通信主任技術者を選任しなければならない。	無線設備の届出事業者が、五キロメートルを超える自置無線設備を設置してインターネット接続事業を行う場合、電気通信事業法第45条の規定により、電気通信主任技術者を選任しなければならない。その中で、事業者の自置無線設備が無線LAN環境に満たない場合は、一定の条件のもとに無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。	インターネットの利用が国民生活や経済活動において深く浸透し重要性を増している中、人口が少く(民間ベース)小規模な事業者が提供している無線設備においては、光ファイバー等によるブロードバンド環境の整備が完了し、今までは提供が困難であった無線設備の無線LAN環境が整備されることにより、無線設備を利用した無線設備の届出事業者は、無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。また、本提案は、地方自治を健全にするため、自主・自立・自衛の原則を重んじるとともに、19年後、100年後の未来の三次市民に地域を引継ぐために、選挙権である若者や教育分野の方を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を18歳で引き下げることで、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の戸を開き、選挙権を若年世代に広げることで、若年世代の意見が反映することで、特色あるまちづくりを更に活性化させることを目的とする。	E	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0	放送局の送信出力	電波法第6条第1項	無線局の送信出力は、放送局を除き申請者が希望させており上限はない。放送局は、送信電力の上限を確保するために、電波法第6条第1項第1号に規定する放送用周波数使用計画に定められているが、送信場所毎の地理的特性を考慮の上で定められたものである。無線設備の送信電力は、放送局を除く無線LAN環境に満たない場合は、一定の条件のもとに無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。	電波法で定められた周波数や送信電力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。	提案理由：北海道は、広大な面積と自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追うごとに格差が生じている。首都圏とは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われていない。通信距離や放送のサービスエリアが、大きい(北海道においては、大規模な送信電力の増大が必要不可欠である。電波法の完全な適用によって北海道の産業、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特長を生かし、各種の新電波形式による電波法を利用した実験の実験の実験に適用している。北海道は電波法利用機器の開発の拠点とすることで、北海道は無論、日本にとって大きな利益が期待出来る。	D	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0	放送局の送信電力	電波法第6条第1項	無線局の送信電力は、放送局を除き申請者が希望させており上限はない。放送局は、送信電力の上限を確保するために、電波法第6条第1項第1号に規定する放送用周波数使用計画に定められているが、送信場所毎の地理的特性を考慮の上で定められたものである。無線設備の送信電力は、放送局を除く無線LAN環境に満たない場合は、一定の条件のもとに無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。	電波法で定められた周波数や送信電力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。	提案理由：北海道は、広大な面積と自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追うごとに格差が生じている。首都圏とは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われていない。通信距離や放送のサービスエリアが、大きい(北海道においては、大規模な送信電力の増大が必要不可欠である。電波法の完全な適用によって北海道の産業、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特長を生かし、各種の新電波形式による電波法を利用した実験の実験の実験に適用している。北海道は電波法利用機器の開発の拠点とすることで、北海道は無論、日本にとって大きな利益が期待出来る。	D	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0	放送局の送信電力	電波法第6条第1項	無線局の送信電力は、放送局を除き申請者が希望させており上限はない。放送局は、送信電力の上限を確保するために、電波法第6条第1項第1号に規定する放送用周波数使用計画に定められているが、送信場所毎の地理的特性を考慮の上で定められたものである。無線設備の送信電力は、放送局を除く無線LAN環境に満たない場合は、一定の条件のもとに無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。	電波法で定められた周波数や送信電力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。	提案理由：北海道は、広大な面積と自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追うごとに格差が生じている。首都圏とは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われていない。通信距離や放送のサービスエリアが、大きい(北海道においては、大規模な送信電力の増大が必要不可欠である。電波法の完全な適用によって北海道の産業、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特長を生かし、各種の新電波形式による電波法を利用した実験の実験の実験に適用している。北海道は電波法利用機器の開発の拠点とすることで、北海道は無論、日本にとって大きな利益が期待出来る。	D	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	
0	放送局の送信電力	電波法第6条第1項	無線局の送信電力は、放送局を除き申請者が希望させており上限はない。放送局は、送信電力の上限を確保するために、電波法第6条第1項第1号に規定する放送用周波数使用計画に定められているが、送信場所毎の地理的特性を考慮の上で定められたものである。無線設備の送信電力は、放送局を除く無線LAN環境に満たない場合は、一定の条件のもとに無線設備を利用した無線設備の届出事業者を選任してよいとする。	電波法で定められた周波数や送信電力の拡大、新電波形式の実験、電波を使った新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。具体的には、北海道内の放送局の出力の増大、すべての無線局、電波を使用した新しいシステムの開発を目指す。	提案理由：北海道は、広大な面積と自然条件から、産業、経済、教育文化は大きく遅れ、年を追うごとに格差が生じている。首都圏とは大きく条件が異なるにもかかわらず、全国一律の電波法で電波が使われていない。通信距離や放送のサービスエリアが、大きい(北海道においては、大規模な送信電力の増大が必要不可欠である。電波法の完全な適用によって北海道の産業、住民の生活の改善が期待出来る。また、広大な面積で、人口密度が低い特長を生かし、各種の新電波形式による電波法を利用した実験の実験の実験に適用している。北海道は電波法利用機器の開発の拠点とすることで、北海道は無論、日本にとって大きな利益が期待出来る。	D	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案主体名	制度の所管(関係府庁)	





管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	制度の所管団体部庁	
0420740	商標出願登録手続の行政書士への開放	行政書士法第1条の2	第一條の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を、以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む、以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づき(図面類を含む。))を作成することを業とする。 行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。	行政書士が商標出願登録手続を行へよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行へよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない・弁理士過疎地域では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスが受けられず、不便を強いられている。弁理士過疎地域では、企業秘密が漏れれば企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。行政書士は全国に約5万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の際に先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、登録業務の担い手として行政書士を活用すべきである。商標登録料はA4サイズ1枚の定型的なもので、年間約5万円の本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。	E	行政書士法上は、当該提案の実現にかかる特段の規制はないところである。他土業の法律にかかる規制に関しては、当方では回答しかねるところであるが、仮に他土業における独占業務が開放された場合には、当該業務は行政書士の業務となるものと認識している。											10001060	行政書士制度研究会	総務省 法務省 経済産業省

規制の特例措置に係る拡充提案・関連提案

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0430010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	-	-	2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養量の管理、食育等の実施にあっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合に、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養量の管理等を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教育職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人件費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E	-	提案された施策を行うことに特段の規制はない。			E	-				大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省